

令和3年2月22日

尾道市建設部契約課

入札・契約制度の見直しについて（お知らせ）

令和3年度において、次のとおり入札・契約制度の見直しを行います。
内容をご確認いただき、不明な点は契約課へお問い合わせください。

見直し項目

- 1 測量・建設コンサルタント等業務に係る管理技術者の緩和
- 2 社会保険未加入対策
- 3 工事成績評定を行わない工事の改正（期日の延長）
- 4 格付基準の変更（電気工事）

問い合わせ先

建設部 契約課

契約係・工事検査係

0848-38-9458

1 測量・建設コンサルタント等業務に係る管理技術者の緩和

測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を目的に、管理技術者の兼務制限を緩和します。

○改正内容

区 分	請負金額	
	旧	新
専 任	<u>2, 500万円以上</u>	<u>3, 500万円以上</u>
当該業務を含めて最大5件まで	500万円以上 <u>2, 500万円未満</u>	500万円以上 <u>3, 500万円未満</u>
兼務制限なし	500万円未満	500万円未満

※ただし、請負金額が3,500万円未満であっても、業務内容により専任が必要と認める場合においては、特記仕様書にその旨を記載し、専任配置を求めることとします。

○実施時期

令和3年4月1日以降に発注する案件から適用します。

2 社会保険未加入対策

建設業者の社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入を徹底し、技能労働者の公的保障を確保するため、市発注工事における社会保険等未加入対策を現在実施している1次下請に加えて、2次以降の下請についても実施します。

○内容

2次下請以降についても加入状況を確認し、未加入者であることが判明した際は、1次下請と同様の措置を行うこととします。なお、2次下請以降の違約金は下請契約に係る最終の請負代金額の100分の5とします。（1次下請は請負代金額の10分の1）

○実施時期

令和3年4月1日以降に契約締結する案件から適用します。

3 工事成績評定を行わない工事の改正（期日の延長）

平成30年7月豪雨災害関連復旧工事について、令和3年度も多くの発注を予定しているため、引き続き特例による効果の発現を考慮し、期日の延長を行うこととします。

○改正内容

平成30年7月豪雨により発生した災害関連復旧工事に関する工事成績評定を行わない工事（請負代金額が3,500万円未満の工事）について、「令和3年3月31日までに発注した工事」を対象としていましたが、「令和4年3月31日までに発注した工事」まで期日の延長を行います。

○実施時期

令和3年4月1日以降に契約締結する案件から適用します。

4 格付基準の変更（電気工事）

発注実態に合わせて電気工事に係る格付基準の見直しを行います。

○改正内容

電気工事のB・Cランクの基準境を、770点から650点に変更します。また、これにより相対格付の主旨からC・Dランクの基準境を500点とします。

旧		新	
業種 等級	電気工事	業種 等級	電気工事
A	970点以上	A	970点以上
B	970点未満 <u>770</u> 点以上	B	970点未満 <u>650</u> 点以上
C	<u>770</u> 点未満 <u>570</u> 点以上	C	<u>650</u> 点未満 <u>500</u> 点以上
D	<u>570</u> 点未満	D	<u>500</u> 点未満

○実施時期

令和3年4月1日以降に発注する案件から適用します。

契約課からのお知らせ

○受領確認書の提出について

指名通知の確認状況を、電子入札システムの受領確認により判断しますので、指名通知書を受け取った場合は、指名通知書の確認と併せて、電子入札システム（調達案件一覧）より、受領確認書の提出を必ず行ってください。

また、入札辞退をする場合でも、受領確認書を提出した上で辞退の処理をお願いします。

○開札結果の確認について

開札の結果、再入札となる場合もありますので、結果を必ず確認してください。入札回数は最大2回（再度入札1回）です。

再入札となった場合の締切予定時間は、原則として同日の13時30分ですが、実際の入札締切時刻は「再入札通知書」をご確認ください。

○仕様書閲覧時のパスワード照会について

パスワード照会メール(nyuusatsu@city.onomichi.hiroshima.jp)を送信後、1時間程度経過しても返信メールが届かない場合は、契約課まで電話連絡をお願いします。

○各種申請等様式について

尾道市ホームページの更新日を確認の上、最新の様式をご利用ください。

○発注見直しについて

令和3年度から工事に加え、測量・調査・設計等の建設コンサルタント業務委託についても尾道市ホームページ上で公開します。なお、対象業務は250万円を超えると見込まれる業務が対象になります。

○建築コンサル等業務委託契約における重要事項説明について

建築士法に基づく建築コンサル等業務委託契約者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ重要事項説明を行う必要があります。